

令和 3年 7月16日現在

番号	質問等の内容	質問等に対する回答	備考
1	今回の契約内に開発した技術＝特許等の権利の帰属先について、いただいた契約書等にも特に記載はありませんでしたが、それらの権利については開発者(受注者)に帰属するとの理解で問題ないでしょうか。	当機構の規程において、「機構と受託者との間に別段の合意がある場合を除き、委託研究等において受託者の知的活動から発生した発明等に係る特許権等は、機構が承継する」とされており、原則、機構側に帰属します。契約書への記載は、落札後に協議可能です。	

※質問内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質問を掲載していません。